

埋蔵文化財関係書類について（2019年（平成31年）4月1日現在）

1 埋蔵文化財包蔵地における開発事業（文化財保護法第93条）

(1) 提出書類・添付図面

提出書類

- ・埋蔵文化財発掘届出について
 - ・発掘調査承諾書
- } 1部

いずれの書類も、氏名の後に印が必要です。（コピーは不可）

添付図面

- ・位置図 工事箇所を正確に**赤色**で明示。
できるだけ1/2,500～1/5,000の地図を使用。
- ・平面図 土地利用平面図等、敷地全体と計画建物がわかるもの。
計画建物の1階平面図（2階以上は必要ありません）。
- ・基礎伏図 基礎掘削部分平面図と地下の掘削状況の判る断面図（基礎部工法など）
※ 造成工事等の切土、盛土を行う場合、あわせて図面を添付してください。
- ・現況写真 工事箇所の全景が写っている写真。
1～2枚程度を目安に作成。カラーコピー可。

※ 図面は、A4版に縮小コピーして作成してください。

(2) 記入上の注意

【埋蔵文化財発掘の届出について】

- ・届出者 開発しようとする者（通常は施主）の氏名を記入してください。
 - ・届出期限 開発工事に着手しようとする日の六十日前までに届け出てください。
 - ① 所在地 開発しようとする所在地。住居表示（丁目、番、号）、地番まで記入。
 - ② 面積 開発対象の敷地全体面積を記入。（建築面積ではありません）
※道路等の場合、対象道路等全体の工事延長（m）、幅員（m）を記入。
 - ③ 土地所有者 所有者が複数の場合は、「代表者氏名の他〇名」と記入。
 - ④ 遺跡の現状 地目ではなく、現在の土地利用形態とする。
 - ⑤ 工事の概要 「木造2階建個人住宅」など簡潔に記入。
 - ⑥ 工事主体者 通常届出（通知）者と同じにして下さい。
 - ⑦ 施行責任者 請負人がある場合、請負人の氏名、住所を記入。
 - ⑧ 着手時期 } 現在予定している時期を記入。
 - ⑨ 終了時期 } 不明の場合は、「未定」と記入。
 - ⑩ 参考事項 } 事前の工事予定（解体等）など参考になることがあれば記入して下さい。
- } 未定の場合は、「未定」と記入。

【発掘承諾書】

- ・ **土地所有者** の氏名と印が必要となります。
※ 届出者と同じ場合は、届出者となります。

2 埋蔵文化財包蔵地以外における開発事業（包蔵地近接若しくは工事面積 500 m²以上）

※ 包蔵地において試掘のみを依頼する場合も以下の提出が必要です。

(1) 提出書類・添付図面

提出書類

- ・埋蔵文化財発掘調査依頼書
 - ・発掘調査承諾書 ※ 施主と土地所有者が異なる場合のみ必要です。
- } 1部

いずれの書類も、氏名の後に印が必要です。（コピーは不可）

添付図面

- ・位置図 工事箇所を正確に赤色で明示。
できるだけ 1/2,500～1/5,000 の地図を使用。
- ・配置図 土地利用平面図や配置図等、敷地全体と計画建物がわかるもの。
計画建物の 1 階平面図（2 階以上は必要ありません）。

※ 図面は、A 4 版に縮小コピーして作成してください。

(2) 記入上の注意

【埋蔵文化財発掘調査依頼書】

- ・依頼者 原則として、開発しようとする者（通常は施主）が埋蔵文化財調査を依頼することになりますが、これ以外の者も依頼者として依頼書を提出できます。
なお、依頼者と土地所有者が異なる場合、土地所有者の【発掘承諾書】が必要となります。
- ・調査期間 既存の建物がある場合はその解体後、調査として土地を掘削できる予定時期を記入して下さい。未定の場合は、「未定」と記入。

【発掘承諾書】

- ・**土地所有者** の氏名と印が必要となります。

<問い合わせ先>

〒673-0846

明石市上ノ丸2-13-1

明石市立文化博物館1階

明石市役所市民生活局文化・スポーツ室

文化振興課文化財係

TEL (078) 918-5629

FAX (078) 918-5633

e-mail : bunkazai@city.akashi.lg.jp